

愛成苑

利 用 契 約 書

(特別養護老人ホーム 入所)

社会福祉法人 愛成会
愛成苑

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 愛成苑（以下「施設」といいます。）は、介護保険法令の趣旨にしたがって、入居者が可能な限りその有する能力に応じた自立した日常生活を営むための支援を目的として、入居者に対し、自立した日常生活に必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに介護福祉施設サービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 契約期間満了に際し、契約者（入居者）及び施設いずれもが契約更新に異議のないときは、本契約は新たな要介護認定有効期間と同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（施設サービス計画）

- 1 施設は、契約者（入居者）の心身の状況及びその意向を踏まえて「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 施設サービス計画は、計画担当の介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者（入居者）及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 施設は、施設サービス計画を変更の必要がある場合には、契約者（入居者）および家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 施設は運営上、必要あるときは契約者（入居者）の居室の変更等を行うことができます。

第4条（入院期間中の取り扱い）

- 1 施設は、契約者（入居者）が入所期間中に医療機関に入院した場合、入院の日から3ヶ月以内に退院するときは、ホームに優先的に入所できるよう努めるものとします。
- 2 契約者（入居者）が医療機関に入院した場合、契約者（入居者）は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者に支払うものとします。
但し、契約者（入居者）は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護者用に活用することを同意する場合、所定のサービス料金を支払う必要がありません。

第5条（身体拘束の禁止）

- 1 施設及びサービス従事者は、契約者（入居者）又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者（入居者）の行為を制限する行為をしません。
- 2 前項の規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、施設は身体拘束に関する説明を行い、経過記録等を書面に記録し、以後、身体拘束の必要性の有無についてその都度検討を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 施設は、契約者（入居者）に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者（入居者）もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させます。但し、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付するものとします。

第7条（サービス利用金の支払い）

- 1 契約者（入居者）は、要介護度に応じて施設サービスを受け、重要事項説明書に定める所

定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担金：通常はサービス利用料金の1割）を施設に支払うものとします。但し、契約者（入居者）が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。

但し、要介護認定を受けたとき、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 2 施設サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を施設に支払うものとします。
- 4 食費と居住費について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。
- 5 第3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者は月単位で利用料金を各月27日までに施設が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、施設は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、契約者に対して、変更を行う日の2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（契約者からの解約等）

- 1 契約者は、少なくとも7日前までに施設に書面により予告して、本契約を解約することができます。
- 2 契約者は、施設が定められたサービスを提供しなかった場合その他本契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第10条（施設からの解除等）

- 1 施設は、契約者（入居者）が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 2 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - 3 契約者（入居者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 4 契約者（入居者）が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合

もしくは入院した場合。

5 契約者（入居者）が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

6 契約者（入居者）が正当な理由なく2週間以上居室を使用しない時。

2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者（入居者）に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者（入居者）の負担とします。

第11条（契約の終了）

1 契約者（入居者）が死亡した場合

2 要介護認定により契約者（入居者）の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

3 要介護1又は2であって特列入所の要件に該当しなくなった場合（平成27年3月31日までに入所した入所者は除く）

4 契約者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

5 第10条に基づく条件が満たされ、施設から契約解除の意思表示がなされた場合

第12条（事故時等の対応）

1 事業者は、サービス提供に際して、利用者のけがや体調の変化があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な処置を敏速に行います。

2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。

第13条（守秘義務等）

1 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者（入居者）又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に対して開示しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。また、退職後も秘密は保持します。

2 事業者は、文書により契約者（入居者）又はその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で第三者に対して情報提供をすることができます。

第14条（損害賠償）

1 施設は、本契約に基づくサービスの実施に関して、以下の各号に自己の責に帰すべき事由により、入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

2 施設は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

1 契約者（入居者）が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

2 契約者（入居者）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

3 契約者（入居者）の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

4 契約者（入居者）が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

3 契約者（入居者）は、故意または重大な過失により、施設、設備を滅失、破損、汚損、も

しくは変更した場合、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとしします。

第15条（苦情処理）

- 1 施設は、その提供したサービスに関する契約者（入居者）等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとしします。

第16条（身元引受人）

- 1 事業者は、契約者（入居者）に対し、身元引受人を求めることがあります。
但し、社会通念上、契約者（入居者）に身元引受人を立てることができない正当な理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく契約者（入居者）の事業者に対する一切の債務につき、契約者（入居者）と連帯して履行の責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - 1 契約者（入居者）が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。
 - 2 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して契約者（入居者）の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - 3 契約者（入居者）が死亡した場合の遺体及び遺留品の処理その他の必要な措置。
 - 4 契約の終了により、入居していた部屋を返還する場合、身元引受人は室内を原状に復す義務を負う。
但し、通常の使用法に基づく損傷は除く。

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとしします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとしします。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 利用する期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2 利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

（1）事業所内部での利用目的

（2）① 事業所が入居者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

・サービス利用に係る管理

・会計、経理

・介護事故・緊急時の報告

・当該入居者の介護・医療サービスの向上

（3）他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 入居者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合

② 介護相談員の来苑の際に、入居者等の情報提供する場合

③ 介護保険事務のうち

・保険事務の委託（一部委託含む）

・審査支払い機関へのレセプト提出

・審査支払機関又は保険者から照会への回答

（4）損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

（1）施設内部での利用に係る目的

① 事業所の管理運営業務のうち次のもの

・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料

・審査支払い機関へのレセプトの提出

・施設において行われる事例研究等

（2）他の事業所への情報提供に係る利用目的

① 事業所の管理運営業務のうち

・外部監査機関、評価機関等への情報提供

3 条件

(1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

写真使用に関する同意書

(施設ご利用者) は、私を撮影した写真について、貴苑が下記の条件で使用することに同意します。

記

- 1 使用目的が専ら貴苑の広報（ご利用者への配布物及び職員募集資料を含む）のためであり私的な使用は一切含まないこと。
- 2 画像に説明をつける場合でも、ご利用者個人が特定されるような住所・氏名等は一切記載しないこと。
- 3 写真掲載後に掲載を削除してほしい旨のお申し出がありましたときは、すみやかに削除すること。

利用料受領に関する同意書

私は、入所者が貴苑の介護サービスを受けるに際して、下記の費用を負担することを同意いたします。

- 1 協力病院への送迎範囲以外に車両を使用する場合のガソリン代
- 2 私が持ち込んで使用している電気製品の電気料として重要事項説明書記載の金額
- 3 レクリエーション等に係る実費

目次

- 1.利用契約書 印
- 2.個人情報使用同意書 印
- 3.写真使用に関する同意書 印
- 4.利用料受領に関する同意書 印

上記各書類の内容を理解しましたので同意致します。

年 月 日

契約者氏名

利用者 (住 所)
(氏 名) 印

利用者代理人 (住 所)
(氏 名) 印

身元引受人 (住 所)
(氏 名) 印

緊急連絡先
(勤務先名)
(住 所)
(電話番号)

事業者 (所在地) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町 4131-16
(名称) 社会福祉法人 愛成会
(代表者名) 理事長 平本 千恵子 印